安全保障理事会決議 1805 (2008) 2008 年 3 月 20 日、安全保障理事会第 5856 回会合にて採択

安全保障理事会は、

あらゆる形態及び潜在的なテロリズムは、国際の平和と安全に対する最も重大な脅威の一つを構成すること、および関与した時期及び人物を問わず、また動機を問わず、いかなるテロリズム活動も犯罪であり正当化できないことを再確認し、世界レベルでこの惨禍と戦う全般的な努力の有用性をさらに拡大することに貢献することを継続的に決意し、

テロ対策委員会(CTC)を設立した 2001 年 9 月 28 日の決議 1373 (2001) を想起し、ならびにテロ行為を原因とした国際の平和と安全に対する脅威に関する他の安保理決議をまた想起し、

とりわけ、テロ対策委員会事務局(CTED)に関連する、2004 年 3 月 26 日の決議 1535 (2004) および 2007 年 12 月 10 日の決議 1787 (2007) を想起し、

さらに、2005 年 12 月 21 日の S/PRST/2005/54 および 2006 年 12 月 20 日の S/PRST/2006/56 の安全保障理事会議長声明に含まれるCTEDについての安保 理の従前の再評価を想起し、そこに含まれる勧告を再確認し、

その事務局長により提出された、CTEDの修正された組織計画およびそこに含まれる勧告を歓迎し、

CTEDが、協力、透明性および公平性という導くべき原則に重点をおいていること、およびそのより先進的なコミュニケーション戦略を採択する表明された意図を、感謝しつつ留意し、

テロリズムと世界規模で戦う国際連合の中心的な役割を強調し、総会による 2006 年9月8日の国際連合世界テロ対策戦略(A/60/288)の採択および国際連合 システムにおけるテロ対策に対する努力の全体的な調整および一貫性を確保するテロ対策履行タスクフォース(CTITF)の創設を歓迎し、

国家に対し、国家に対し、国際法のもとでの諸国のすべての義務を履行するテロリズムと戦うために講じられるいかなる措置も確保しなければならないこと、および、そのような措置は、国際法、とりわけ、国際人権、難民、および人道法に従って採択すべきことを確認し、CTEDが、決議 1373 (2001) および 1624 (2005) を履行する効果的な措置の識別および履行に関連して、そのような法に関連する事項をCTCに助言することをその職務権限に従って継続すべきであるということを想起し、

- 1. CTCの最も重要な目標は、決議 1373 (2001) の完全な履行を確保することであることを強調し、CTEDのきわめて重要な役割は、その職務権限の遂行において委員会を支援することであることを想起する。
- 2. CTEDは、2010年12月31日までの期間、CTCの政策指導のもとに、特別な政治ミッションとして活動することを継続することを決定し、さらに、2009年6月30日までに中間的な再検討およびその職務権限終了以前の、CTEDの活動に対する包括的な考察を実施することを決定する。
- 3. 修正された「テロ対策委員会事務局の組織計画(S/2008/80)」に含まれた 勧告に対するCTCの支持を歓迎し、確認する。
- 4. CTEDに対し、加盟国のテロ対策への必要性を表明することによって、 テロリズムと戦う加盟国の能力を強化することを目的とした、決議 1373 (2001) の履行に対する技術的援助を促進するその役割の強化を継続することを促す。
- 5. CTED、CTC、および加盟国間において、加盟国による関連する履行 戦略の発展を含む、適合した対話の重要性を強調し、CTCおよびCTEDに対 し、様々な形式で、加盟国との会合を調整するよう促す。
- 6. さらに、CTEDに対し、決議 1373 (2001) を完全に履行する加盟国の能力を高め、技術的援助の規定を促進する目的で、関連する国際機構、地域機構、および進地域的機構との協力を強めることを促す。

- 7. CTEDに対し、決議 1624 (2005) の包括的な履行に向けて、当該決議第 6項に規定されたように、加盟国とともにCTCの活動に対する必要な支援を 継続して供給することを奨励する。
- 8. さらに、CTEDの事務局長による報告を歓迎し、「決議 1373 (2001) の世界的履行調査」を期待し、CTCに対し、その所見および勧告とともに、本決議の履行に関する年次報告を提出することを指示する。
- 9. CTCに対し、第8項で要請した報告書に加えて、CTCとCTEDの包括的な活動について、適切であれば、決議 1267 (1999) により設立された委員会そして決議 1540 (2004) により設立された委員会の各委員長による報告書とともに、最低 180 日ごとに、議長を通じて口頭で安保理に報告することを要請し、そしてすべての関心を有する加盟国に対して非公式な報告を行うことを奨励する。
- 10. 各々の専門家グループ間でと同様に、CTC、決議 1267(1999)により設立された委員会、および決議 1540(2004)により設立された委員会間における、拡大された情報の共有、国家への調整された訪問、技術援助および三つの委員会すべてに関連するその他の問題を、適切に通じてを含む、進行中の協力を高める必要性をくり返し表明し、テロ対策に対する努力をよりよく調整する目的で、共通の関心領域をもつ委員会に対して、指導を行う意図を表明する。
- 11. 国際連合システムにおけるテロ対策に対する努力への包括的な調整と一貫性を確保するために設立された、CTITFを含む国際連合世界テロ対策戦略のもとでのすべての関連する活動に積極的に参加し、支援するCTEDの準備の重要性を歓迎し、強調する。